

須賀川駅西地区都市再生整備事業残地に係る土地利用の社会実験募集要項

1 趣旨

須賀川駅西地区には市が所有する事業残地が点在しており、今後の残地活用に向けたニーズ調査を目的として、以下のとおり募集します。

2 対象となる土地

別紙図面のとおりに (①～⑤のエリア)

3 募集内容

貸駐車場

1 区画 : $2.5\text{m} \times 5.0\text{m} = 12.5 \text{ m}^2$

①エリア : 26 区画

②エリア : 5 区画

③エリア : 1 区画

④エリア : 2 区画

⑤エリア : 2 区画

4 使用料

1 か月あたり 5,400 円 / 区画

5 使用期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの任意の期間

6 募集期間

令和 8 年 4 月 13 日 (月) から 4 月 24 日 (金) まで

(窓口での受付は平日 9 時から 16 時まで)

7 応募方法

この募集要項及び現地の状況をすべて確認した上で、別紙「行政財産使用許可申請書」に必要事項を記入し、まち共創課 (市役所 2 階北側) まで提出してください。

メールや郵送での提出も可能ですが、4 月 24 日 (金) 17 時必着です。

8 注意事項

- (1) 応募者多数の場合は抽選を行います。選考結果に関する異議やお問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。
- (2) 応募時にエリア (①～⑤) の指定は可能ですが、エリア内の駐車スペースは市が指定します。
- (3) 市では駐車場の管理 (除草・除雪等) は行いません。また、駐車場内及び近隣のトラブル等についても市は一切関与しませんので、当事者間で対応してください。

- (4) 使用料は、使用月数及び区画分を事前一括でお支払いいただきます。いかなる理由があっても、納期限までに使用料を納められない場合は許可を取り消します。なお、市が指定する金融機関でお支払いいただきます。
- (5) 使用期間が1か月未満でも、1か月分の使用料をお支払いいただきます。
- (6) 今回の募集はあくまで社会実験として行うものであり、恒久的に駐車場として貸し出すものではありません。また、市の事業により期限内であっても社会実験が終了する可能性があることをご理解の上、申し込みください。
- (7) 使用者が故意または過失により駐車場またはその他に損害を与えたときは、使用者の責任と負担でその損害を賠償してください。
- (8) 期間満了や許可取り消しになった際には、直ちに本件駐車場を市に明け渡してください。
- (9) 応募の際は、本要項及び須賀川市公有財産規則に定める事項に同意したものとみなします。許可にあたっては条件を付して許可を出しますので、使用許可書に記載する「許可の条件」についても申請前に内容をご確認ください。なお、定めのない事項については、市が適宜決定します。
- (10) 本要項や規則、許可の条件に違反したと市が認めたときは、催告をせずに直ちに許可を取り消します。また、納められた使用料は一切返還しません。

9 申請書を提出してから使用開始までの流れ

4月24日(金)	申込期限(17時必着)
4月27日(月)	許可の決定(応募者多数の場合、抽選)
4月28日(火)	当選者への電話連絡
4月30日(木)	使用許可書及び使用料納付書の交付
5月1日(金)	駐車場の使用開始
5月15日(金)	使用料の納期限

10 その他

②～⑤の土地について、駐車場以外に利活用の提案がある場合は、本申請とは別にまち共創課へご相談ください。

11 お問い合わせ先

須賀川市建設部まち共創課都市整備係(須賀川市八幡町135番地 庁舎2階)

電話: 0248-88-9155 メール: machi@city.sukagawa.fukushima.jp

FAX: 0248-94-4563

須賀川市公有財産規則



https://en3-jg.d1-law.com/sukagawa/d1w_reiki/H341902100020/H341902100020.html